

松戸市監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を、別紙のとおり公表する。

令和2年3月10日

松戸市監査委員 高橋正剛

同 三好



同 伊東英

同 二階堂 剛

記

監査を実施した監査委員名	高橋正剛 伊東英一 二階堂剛
監査の種類	定期監査（工事監査）
監査の期日	令和2年1月15日
監査対象工事	松戸運動公園プール施設改修工事
監査対象事項	<ul style="list-style-type: none">・設計基準、資料等の整備状況及びその運用の適否・設計図書の適否・設計見積の適否・工事施工計画及び工種ごとの工程表の適否・設計書と施工状況の対比及びその適否・各種検査、材料試験等の実施状況及びその適否
調査の方法	本工事監査は、工事の技術的な観点に主眼を置いているため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに専門技術士の派遣を依頼して、設計図書等の審査及び現場の実地調査を行った。

工事監査結果

・松戸運動公園プール施設改修工事

1 工事場所

千葉県松戸市上本郷 4434 番地

2 工事概要

(1) 契約金額 契約金額 124,300,000 円

(2) 工期
自 令和元年9月11日
至 令和2年3月19日

(3) 施工業者 小畠建設 株式会社

(4) 工事内容 松戸運動公園プールの水槽、プールサイド及び管理棟の全面的な改修工事を実施する。

プール：・水槽…防水シート張替

・プールサイド…既存シート等撤去・下地調整及び勾配調整後に防滑性塗装施工、洗面台及びペーチラの撤去・新設
・電灯設備、拡声設備

管理棟：外壁改修 石綿含有外装仕上げ塗装部分撤去、
クラック補修、防水塗装、トイレ改修及び改修に伴う照明・配線工事、屋上防水工事、事務室・監視人控え室・便所・倉庫の改修

3 監査の結果

設計、施工等監査対象事項に係る監査結果は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(要望・検討事項)

○ 設計仕様書（ブリーフ）の整備について

運動公園プール改修について、スポーツ課と建築保全課相互の打合せにより諸課題を抽出し改修方針を作成しているが、内外に説明できる設計仕様書を作成するよう要望する。

○ ライフサイクルコストの算定について

公共施設の維持管理時期、費用などを工事ごとに算定することで、今後の市の財政計画に寄与することができるため、ライフサイクルコストの算定について検討するよう要望する。

○ 屋上防水改修と室内天井への雨漏りについて

管理棟の屋上防水の改修工事において、工事期間中の降雨による漏水で、天井ボードを交換する設計変更が生じたが、竣工から40年以上経過していることから、屋上躯体のクラック発生は予見可能であり、旧防水層の除去から新防水層の施工までの期間において、仮シートによる養生又は仮防水の処置をするなど、今後は、詳細な施工計画を検討するよう要望する。